

【 お知らせ 】

納税証明書の添付にご協力ください

令和2年度の自動車税納税証明書の有効期限は5月30日(日)です。

5月31日(月)以降は使用できません。

5月31日以降の継続検査の際には、令和3年度自動車税の納付が必要です。

なお、納付後にシステムへ反映されるまで一定の時間がかかりますので6月中は申請書類の最前面に令和3年度の納税証明書添付のご協力をお願いします。

令和3年度 自動車税(種別割) 納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

登録番号
車台番号(下7桁表示)

本証明書の有効期限
令和4年5月30日

沖縄県 税務事務所長 課税専用

注意!
この証明書が無効になる場合について
1 登録番号欄、領収日付欄、所長印が★……★で消してあるものは無効です。
2 領収日付印のないものは無効です。

令和3年6月30日以降は領収日付印を押さないでください。

車検に必要ですから大切に保管してください。

領収日 5.17

(納税者保管)

沖縄総合事務局陸運事務所整備部門